

○枚方市総合文化芸術センター条例

平成30年10月17日

条例第44号

(設置)

第1条 多彩な文化芸術の鑑賞、創造及び普及活動並びに文化芸術の振興を支える人材の育成を推進し、本市の文化芸術の振興を図るとともに、人々の交流の促進や都市の魅力向上に寄与する拠点とするため、枚方市総合文化芸術センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称、位置等)

第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
枚方市総合文化芸術センター本館	枚方市新町2丁目1番60号
枚方市総合文化芸術センター別館	枚方市新町2丁目1番5号

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化芸術の鑑賞、創造及び普及活動並びに人々の交流及び賑わいの創出等のための事業を実施すること。
- (2) センターの施設及び設備（以下「センターの施設等」という。）を文化芸術並びに人々の交流及び賑わいの創出等に関する活動の用に供すること。
- (3) 文化芸術に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 文化芸術の振興を支える人材を育成すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 第6条に規定する使用の許可及び第13条第1項に規定する使用の許可の取消し

等に関する業務

(3) センターの施設等の維持管理に関する業務

(休館日等)

第5条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 次に掲げるセンターの施設の区分に応じ、それぞれ次に定める日

イ ホール（メセナホールを除く。） 月2日で規則で定める日

ロ 美術ギャラリー 火曜日

ハ 創作活動室、リハーサル室、保育室及び枚方市総合文化芸術センター別館の施設  
(駐車場を除く。) 月1日で規則で定める日

ニ その他の施設 施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指  
定管理者が定める日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、美術ギャラリーの開館時間は、午前10時から午後6時までと  
する。ただし、指定管理者は、市長に届け出て、午前10時から午後10時までの範囲におい  
て当該開館時間を臨時に変更することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、第1項第1号ニに掲げる施設（駐車場を除く。）の開館時  
間は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定め  
る時間とし、駐車場の開館時間は、午前8時30分から午後10時15分までとする。

5 前各項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て、センターの休館日及び  
開館時間を臨時に変更することができる。

(使用の許可)

第6条 センターの施設等を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらか  
じめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に際し、センターの施設等の管理運営上必要な条件を付する  
ことができる。

(使用の許可の基準)

第7条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、センターの施設等の使用を許可し  
ないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。

(4) 管理運営上支障があると認めるとき。

(使用の期間)

第8条 センターの施設等（美術ギャラリー及びその附属設備を除く。）は、同一のものが引き続き5日を超えて使用することができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 美術ギャラリー及びその附属設備の使用の許可は、火曜日から翌週の月曜日までの7日を単位として行うものとする。

(使用料の納付)

第9条 センターの施設等の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表の1の表及び2の表に定める使用料及び1附属設備につき100,000円を超えない範囲内において規則で定める設備使用料（次条を除き、以下これらを「使用料」という。）を納付しなければならない。ただし、使用者が指定管理者である場合で、第3条各号に掲げる事業で使用するとき、この限りでない。

2 使用料は、センターの施設等の使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、規則で定める場合は、規則で定める時まで使用料を納付することができる。

(駐車料金の納付)

第10条 駐車場を使用した者は、自動車を出庫させる際に、別表の3の表に定める使用料（以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。

(使用料等の還付)

第11条 既納の使用料及び駐車料金は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料等の減免)

第12条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料及び駐車料金を減額し、又は免除することができる。

(使用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、センターの施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は使用の許可に係る条件に違反したとき。

(3) 第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) 災害その他緊急やむを得ない理由により、市長が特に必要であると認めたとき。

2 市は、前項の規定による使用の許可の取消し又は使用の停止の措置が行われた場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。ただし、市の責めに帰すべき特別の事由があると認められる場合は、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、センターの施設等の使用権を譲渡し、又はセンターの施設等を目的外に使用し、若しくは他のものに使用させてはならない。

(施設等の変更等の禁止)

第15条 使用者は、センターの施設等に変更を加え、又は特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、使用を終了したときは、直ちにセンターの施設等を原状に復さなければならない。第13条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第17条 使用者は、センターの施設等に損害を生じさせたときは、市長の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第18条 センターにおいて、市の責めに帰さない理由により、使用者の展示物若しくは設備が損傷し、又はこれらが滅失した場合においては、市は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第9条、第10条関係）

1 枚方市総合文化芸術センター本館（駐車場を除く。）

(1) ホール（楽屋及びクロークを除く。）

区分			金額				
			午前	午後	夜間	全日	超過金額
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
大ホール	全席及び舞台	平日	45,000円	77,200円	92,300円	204,000円	8,300円
		休日等	56,200	96,500	115,300	255,000	10,400
	1階席及び舞台	平日	32,300	55,400	66,200	146,400	6,000
		休日等	40,300	69,200	82,700	183,000	7,500
	舞台のみ	平日	26,000	44,700	53,400	118,000	4,800
		休日等	32,500	55,800	66,700	147,500	6,000
小ホール	全席及び舞台	平日	13,100	22,500	26,800	59,400	2,500
		休日等	16,300	28,100	33,500	74,200	3,200
	舞台のみ	平日	10,300	17,700	21,100	46,800	1,900
		休日等	12,800	22,100	26,300	58,500	2,400
イベントホール	平日	7,100	12,200	14,600	32,300	1,400	
	休日等	8,800	15,200	18,200	40,300	1,800	

備考

- この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 同一日において連続した複数の使用時間帯にわたり使用の許可を受けたときは、継続して使用することができる。
- 市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は過半数がこれらの者で構成される団体以外のもの（以下「市民等以外の者」という。）が使用する場合の使用料の額は、

この表に定める額（以下「基本料金」という。）に1.5を乗じて得た額（以下「市外料金」という。）とする。

4 物品の販売その他これに類する行為をするために使用する場合は、基本料金又は市外料金に、使用時間帯に応じた平日の基本料金を加算する。

5 入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収して使用する場合（備考4に該当する場合又は当該入場料等の最高額が2,000円以下の場合を除く。）は、基本料金又は市外料金に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算する。

(1) 入場料等の最高額が2,001円以上5,000円以下の場合 使用時間帯に応じた平日の基本料金に0.5を乗じて得た額

(2) 入場料等の最高額が5,001円以上の場合 使用時間帯に応じた平日の基本料金

6 使用の許可を受けた時間を変更して使用する場合（使用する時間を延長する場合に限る。）は、当該延長した時間30分当たりこの表の超過金額の欄に定める額（市民等以外の者にあつては、当該額に1.5を乗じて得た額）を徴収する。この場合において、当該延長した時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

(2) 諸室

区分		金額				
		午前	午後	夜間	全日	超過金額
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
ホ ー ル	大ホ ー ル	楽屋事務室	1の使用時間帯につき、300円		900円	100円
		楽屋1	1の使用時間帯につき、400円		1,200円	100円
		楽屋2	1の使用時間帯につき、400円		1,200円	100円
		楽屋3	1の使用時間帯につき、500円		1,500円	100円
		楽屋4	1の使用時間帯につき、700円		2,100円	100円
		楽屋5	1の使用時間帯につき、700円		2,100円	100円
		楽屋6	1の使用時間帯につき、500円		1,500円	100円
		楽屋7	1の使用時間帯につき、700円		2,100円	100円
	小ホ ー ル	楽屋事務室	1の使用時間帯につき、300円		900円	100円

ル	楽屋 1	1 の使用時間帯につき、400円	1,200円	100円		
	楽屋 2	1 の使用時間帯につき、700円	2,100円	100円		
	楽屋 3	1 の使用時間帯につき、700円	2,100円	100円		
クロー ク ( 控 室)	全室利用	1 の使用時間帯につき、300円	900円	100円		
	半室利用	1 の使用時間帯につき、200円	600円	100円		
リハーサル室 1		4,000円	5,300円	5,300円	14,600円	600円
創作活動室	全室利用	2,700円	3,900円	3,900円	10,300円	500円
	創作活動室 1	1,400円	2,000円	2,000円	5,300円	300円
	創作活動室 2	1,300円	1,900円	1,900円	5,000円	200円
保育室		700円	1,000円	1,000円	2,700円	200円
マルチスペース 1		800円	1,100円	1,100円	3,000円	200円
マルチスペース 2		1,700円	2,300円	2,300円	6,300円	300円

備考 (1) の表備考 2 から備考 4 まで及び備考 6 の規定は、この表について適用する。

### (3) 美術ギャラリー

区分		金額 (7 日当たり)	超過金額
		午前10時から午後6時 まで	
展示室 1	全室利用	54,500円	600円
	半室利用	27,250	300
展示室 2	全室利用	49,900	600
	半室利用	24,950	300
展示室 3	全室利用	72,200	800
	半室利用	38,950	450
展示室 3 (附属展示 室を除く。)	全室利用	66,500	700
	半室利用	33,250	350

備考

- 午後 6 時から第 5 条第 3 項ただし書の規定により変更された開館時間までの時間帯において使用する場合 (開館時間を延長する場合に限る。) 又は使用の許可を受け

た時間を変更して使用する場合（使用する時間を延長する場合に限る。）は、当該延長した時間30分当たりこの表の超過金額の欄に定める金額を徴収する。この場合において、当該延長した時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

2 (1) の表の備考3の規定は、この表について適用する。

(4) 施設前広場

金額		超過金額
午前	午後	
午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	
20,000円	20,000円	2,500円

備考 (1) の表備考3及び備考6の規定は、この表について適用する。

2 枚方市総合文化芸術センター別館（駐車場を除く。）

(1) ホール及び諸室（トレーニングルームを除く。）

区分	金額				超過金額
	午前	午後	夜間	全日	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
リハーサル室2	2,500円	3,300円	3,300円	9,000円	400円
メセナホール	6,200	8,300	8,300	22,700	900
メセナホール (舞台を除く。)	4,800	6,400	6,400	17,500	700
多目的室	3,200	4,400	4,400	11,900	500
第1会議室	700	900	900	2,400	100
第2会議室	1,300	1,700	1,700	4,700	200
第3会議室	1,400	1,900	1,900	5,100	200
第4会議室	600	800	800	2,100	100
第5会議室	2,000	2,600	2,600	7,000	300
第6会議室	1,400	1,900	1,900	5,100	200
第7会議室	2,000	2,600	2,600	7,000	300
第8会議室	1,500	2,000	2,000	5,400	300



第9会議室	1,300	1,700	1,700	4,700	200
大会議室	5,200	6,900	6,900	19,000	800
特別会議室	2,000	2,600	2,600	7,000	300
第1和室	1,600	2,100	2,100	5,600	300
第2和室	700	900	900	2,400	100

備考 1の表(1)の表備考2から備考4まで及び備考6の規定は、この表について適用する。

(2) トレーニングルーム 1回2時間当たり200円(市民等以外の者にあつては、300円)

3 駐車場 使用開始時から、30分までは無料、30分を超えて1時間までは500円、1時間を超えた場合は1時間を超える部分1時間につき200円